

様式第 8 (第 10 条関係)

業務規程変更認可申請書

平成 29 年 3 月 1 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 金本 良嗣

住 所 東京都江東区豊洲 6-2-15



電気事業法第 28 条の 41 第 3 項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする内容

別紙 1 のとおり。

2 変更しようとする年月日

平成 29 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。

3 変更しようとする理由

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行（需要抑制の活用に係る電力量調整供給に関する規定の整備）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行（買取義務者の見直し等）への対応並びに一部業務の明確化等のため。

4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

別紙 2 のとおり。

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更</p> <p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月 日変更</p> <p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
環境整備のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。 十九～三二 (略) (新設) 三三 (略) 三四 (略) 三五 (略) 三六 (略) 三七 (略) 三八 (略) 三九 (略)	引の環境整備のため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の潮流方向ごとの運用容量の <u>和</u> の一部として本機関が管理する容量をいう。 十九～三二 (略) <u>三三 「需要抑制契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者をいう。</u> 三四 (略) 三五 (略) 三六 (略) 三七 (略) 三八 (略) 三九 (略) 四十 (略)
(電源接続案件募集プロセスの開始) 第77条 (略) 一～四 (略) 2 (略) 3 本機関は、前項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。 4 (略) 一～三 (略) 5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第80条第1項に基づき策定する募集要領を公表するまでの間、 <u>暫定的に当該送電系統に確保すべき容量</u> を定める。 6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び募集要領の公表までの間に <u>暫定的に確保する容量</u> を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。	(電源接続案件募集プロセスの開始) 第77条 (略) 一～四 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。 4 (略) 一～三 (略) 5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第80条第1項に基づき策定する募集要綱を公表するまでの間、 <u>電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量</u> を定める。 6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び前項により定めた電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。
(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い) 第78条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合(同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。)において、接続検討の回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、前条第4項第3号に該当することが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。 一～二 (略)	(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い) 第78条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合(同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。)において、接続検討の回答後、 <u>他の系統連系希望者から</u> 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、前条第4項第3号に該当することが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。 一～二 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始) 第91条 (略) 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要領を作成し、公表する。 一～七 (略) 3 (略)	(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始) 第91条 (略) 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱を作成し、公表する。 一～七 (略) 3 (略)
(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止) 第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止する。 一～二 (略) 2 (略)	(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止) 第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止することができる。 一～二 (略) 2 (略)
(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第94条 本機関は、募集要領にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。 2～3 (略)	(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。 2～3 (略)
(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い) 第96条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前項に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができます。 4 (略) 5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）は、募集要領を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。	(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い) 第96条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができます。 4 (略) 5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）は、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができるときは、当該手続によることができる。
第5節 その他 (契約申込みに伴う回答内容の確認) 第97条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。	第5節 その他 (契約申込みに伴う回答内容の確認) 第97条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前2項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる会員に通知する。
(需給状況の監視等のための計画等の取得) 第107条 (略) 一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画及び連系線利用に関する計画 二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画及び連系線利用に関する計画	(需給状況の監視等のための計画等の取得) 第107条 (略) 一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画並びに連系線利用に関する計画 二 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画並びに連系線利用に関する計画

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 別表10-3 計画潮流の断面 (略) 別表10-4 空容量の算出式 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>空容量算出式(※1、※2、※3、※4) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流 <u>(※5)</u></p></div> (※1)～(※4) (略) (※5) 関西中国間連系線においては、 <u>同連系線を含むループ系統内でのルート断故障において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮した潮流値とする。</u> (新設)	(空容量の算出及び公表) 第133条 (略) 2 (略) 別表10-3 計画潮流の断面 (略) 別表10-4 空容量の算出式 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>空容量算出式(※1、※2、※3、※4、※5、※6) 空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流</p></div> (※1)～(※4) (略) (※5) 関西中国間連系線の <u>空容量</u> においては、 <u>計画潮流は関中フェンス潮流の値とする。</u> (※6) 関西四国間連系設備の四国向き空容量においては、 <u>運用容量は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。</u>
(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い) 第140条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第1項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画にかかる断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。	(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い) 第140条 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第1項の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画に <u>係る</u> 断面の登録時刻及び容量登録を取り消す。
(連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定) 第142条 (略) 一～二 (略) 2～4 (略) 5 第1項にかかわらず、本機関は、電力系統に重大な故障又は需給状況の悪化が発生している場合その他本機関が通告変更を処理することが困難な場合は、第1項の申込みを受け付けないことができる。但し、この場合、本機関は、連系線利用者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明しなければならない。	(連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定) 第142条 (略) 一～二 (略) 2～4 (略) (削除)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
第13章 需要者スイッチング支援 (需要者スイッチング支援) 第169条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更（以下「スイッチング」という。）を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム（以下「スイッチング支援システム」という。）を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。 2 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を監視し、会員が適切にスイッチング支援システムを利用しているか否か確認する。 3～5 (略)	第13章 需要者スイッティング支援 (需要者スイッティング支援) 第169条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更（以下「スイッティング」という。）を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッティングの支援のための機能を有した情報処理システム（以下「スイッティング支援システム」という。）を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。 <u>また、本機関は、需要抑制契約者の業務を支援するため、スイッティング支援システムの機能の一部を需要抑制契約者に提供する。</u> 2 本機関は、スイッティング支援システムの利用状況を監視し、会員及び需要抑制契約者が適切にスイッティング支援システムを利用しているか否か確認する。 3～5 (略)
 (送配電等業務指針の変更に関する調査・検討) 第178条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は会員その他の電気供給業者からの提案に対して必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。 2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。	 (送配電等業務指針の変更に関する調査・検討) 第178条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は会員その他の電気供給事業者からの提案に対して必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。 2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。
 (情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供) 第188条 本機関は、会員に対し、スイッティング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報システムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。	 (情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供) 第188条 本機関は、会員及び需要抑制契約者に対し、スイッティング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報システムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。
附則 (平成27年8月31日) (施行期日) <u>第1条</u> 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。	附則 (平成27年8月31日) (施行期日) 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。
 (新設)	<u>附則 (平成29年4月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>本規程は、平成29年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>

別紙2

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

当機関が業務規程の変更の認可申請を行うに至る経過の概要は以下のとおりである。

時期	経過の概要
平成28年 7月11日	・経済産業大臣が現行の業務規程を変更認可。
平成28年 12月27日 ～ 平成29年 1月16日	・本変更案が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項に基づき、会員その他の事業者の意見聴取を実施。意見は2社2件。結果を本機関ウェブサイト上にて公表。
1月31日	・評議員会において、本変更案を議決。
2月 3日	・理事会において、本変更案を議決。
3月 1日	・通常総会において、本変更案を議決。